

## 一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟 公認・承認競技会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟（以下「連盟」という。）が承認する競技会に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 公認競技会とは、連盟の団体正会員が主催し、かつ連盟による認可を受けた競技会をいう。

2. 承認競技会とは、連盟が競技普及団体として認めた団体が主催する競技会で、連盟による認可を受けた競技会をいう。

### (開催の申請及び承認)

第3条 主催団体は、競技会開催月の4ヶ月前から3ヶ月前までの間に、公認・承認競技会申請フォームより申請し、承認を受けなければならない。

### (公認・承認競技会の明示)

第4条 主催団体は、連盟の公認または承認した競技会であることを発表し、主要な印刷物およびウェブサイト等にはそれぞれの区分に応じ「日本スポーツチア&ダンス連盟公認」または「日本スポーツチア&ダンス連盟承認」を明記しなければならない。

### (ロゴの使用)

第5条 公認・承認競技会の主催者は、別途連盟が定める公認・承認競技会ロゴをポスター、プログラム、チラシ等に使用する権利を有する。

### (参加選手)

第6条 公認・承認競技会には、連盟A会員のみが選手として参加できる。但し、以下の者についてはこの限りではない。

- (1) 連盟が出場を認めた外国人選手
- (2) 連盟オープン会員（但し、オープン会員対象の部門に限る）
2. 承認競技会には次の各号に該当する者は参加を認められない。
  - (1) 連盟A会員規程第10条による登録の取り消しを受けてから5年を経過しない者
  - (2) 連盟オープン会員規程第9条による登録の取り消しを受けてから5年を経過しない者

### (参加選手の会員登録)

第7条 公認・承認競技会参加選手は、Japan Cheer Familyに会員登録する。

2. 公認・承認競技会参加選手は、出場する公認・承認競技会のチームエントリー時までにはA会員登録を完了していなければならない。なお、A会員登録は毎年4月~6月に実施することが推奨される。
3. 公認・承認競技会内のオープン会員対象部門に出場する参加選手は、チームエントリー

時までオープン会員登録を完了していなければならない。なお、オープン会員登録は毎年4月~6月に実施することが推奨される。

(競技会開催に当たっての遵守事項)

- 第8条 公認・承認競技会の開催にあたっては、公認・承認競技会規程（以下「本規程」という。）を含め、出場権付与規程および競技会審査規程等、連盟が定める諸規程を遵守すること。
2. 公認・承認競技会では、連盟が定める競技規則を用いること。
  3. 原則として、連盟主催競技会開催日に公認・承認競技会を開催しないこと。
  4. 公認・承認競技会の結果は、競技会終了後30日以内に連盟に提出しなければならない。
  5. 競技会の開催にあたっては、別紙の競技会開催ガイドラインにそった運営に努めること。

(公認・承認競技会開催特例)

第9条 公認・承認競技会を開催するにあたり、諸般の事情により本規程および連盟が定める諸規程に準ずる開催が難しいと判断される場合に限り開催特例が認められる。但し、連盟の競技本部が認めた場合に限る。

(公認・承認競技会の取り消し)

第10条 連盟は、諸規程が遵守されない競技会の承認を取り消す権利を有する。

(規程外の処理)

第11条 本規程をはじめ、連盟が定める諸規程に定めのない事項については、連盟が別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2026年2月24日より施行するものとする。

## 別紙

### 競技会開催ガイドライン

1. 競技会会場は、連盟の諸規程に合致した屋内競技場、アリーナ、体育館、ホールで開催する。  
また、フロアの広さおよび素材は競技に適したものであること。
2. 競技会スケジュールは競技時間等を考慮して、無理のない運営とする。
3. 競技開始時刻および終了時刻は、選手にとって参加しやすい時間とし、特に遠方からの参加選手へ配慮する。
4. タイムテーブルは、無理のない進行および審判員の疲労・健康を考慮して作成する。
5. スムーズな進行に努める。
6. 進行はチームごとにばらつきのないようにする。
7. 事故対応に備えて救護係を設ける。
8. 悪天候や交通機関運航停止等による開催中止に備え、連絡手段を予め準備する。
9. 競技会要項や実施要項等を定め、その告知時期はチーム・参加選手が十分に出場を検討できるよう配慮する。
10. 競技会要項や実施要項等に変更が生じた場合には速やかに告知する。
11. 実施要項には、選手受付時間、当日のやむを得ない欠場にあたっての連絡先を明記する。
12. 音響設備は施設の規模や特性に応じたものにする。
13. 主催団体は、競技終了後に結果を発表する。